

大野城市立大利小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

1 いじめに対する大利小学校の基本的な考え方

いじめとは、「児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」である。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されるものではない。

そこで、本校ではいじめの防止等のための対策に関し、基本的な考え方を全教職員で共有し、推進するために「いじめ防止対策推進法」の理念や国及び福岡県・大野城市のいじめ防止に関する基本方針を受け、本校の「いじめ防止に関する基本方針」を策定した。

この基本方針に基づき体系的・計画的にいじめの早期発見と防止に全力で取り組むものである。

2 いじめ防止等の組織

□ 校内生徒指導委員会（校内いじめ防止対策委員会）

- ・月1回の推進委員会の定例会を行う。
- ・特別支援連絡会（いじめ・不登校の事例を含む）をもとに、緊急対応時の臨時会を行う。
- ・問題行動等児童の実態の共通理解・問題解決の方策の協議・研修会の企画運営
- ・構成 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭

※ 担任教諭等関係職員 カウンセラー等専門家

□ 大利っ子育成ふるさと協議会（いじめ防止対策委員会）

- ・年間6回の定例会及び緊急時の臨時会の開催
- ・学校と家庭、地域での児童の実態の共通理解と対応策等の協議
- ・地域行事や地域での生活における見守り活動等

3 いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

(1) 児童に対する指導

□ 大野城市C V T学習の充実

- ・地域の人材や地域に学ぶ「ふるさと学習」を充実させる

- ・大利っ子育成ふるさと協議会（学校運営協議会）と連携して地域での奉仕・貢献活動等を企画する。

□ 生徒指導の機能を生かした学習指導

教科、道徳、特別活動等において児童一人一人の「自己実現」を図る授業づくりを展開するために生徒指導の3つの機能を生かす。

- ・「自己決定の場を与える」…自ら課題を見つけそれを追求し自ら、判断し、表現する授業
- ・「自己存在感を与える」…児童一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせる授業
- ・「共感的人間関係を育む」…お互いに認め合い、学びあうことができる授業

～自信を持たせる授業、コミュニケーション能力を育む授業、個を大切にする授業等～

□ 規範意識を育てる指導

- ・社会のルールや道徳性を育む道徳の時間の工夫
- ・「いじめを絶対にゆるさない」という意識をあらゆる機会をとらえて指導する

□ いじめを生まない集団づくり

- ・集団における「違い」を尊重する指導
- ・ピアサポートの授業等「コミュニケーションスキル」の向上を図る
- ・児童会を中心に「いじめ防止サミット」を開催し主体的に考える場を設定する。
- ・支持的な学級風土を作るようにする。

(2) 教員の自覚と教員相互のチームワーク

□ いじめに対する毅然とした態度

- ・日常的にいじめについての問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との信念を教師が持っていることを児童に示す。

□ 協動的な生徒指導を推進するチーム

- ・学年相互の交換授業や観察授業等の実施や学年集会等を通して、学年の担任全体で学年の児童全体を指導する体制を構築する。
- ・学級の壁を取り除き、担任相互の情報交換や対応策等の検討を学年チームとして行うようにする

(3) 学校組織としての一体的な取組

□ 教育相談的態度とスキルを高める研修の企画・運営

- ・生徒指導委員会を中心に、配慮を要する児童の検討会（情報連絡会）を定期的に行う。
- ・児童理解や集団づくりに関する参加型の研修や専門家によるいじめ防止・対応に関する研修会を企画・実施し、教職員の資質向上に努める。

□ 積極的な児童理解と対応

- ・教育相談週間を定期的に設定し、生活アンケートやいじめに特化したアンケートなどをもとに個に応じた支援をすすめる。さらに、教育相談の事例等の情報を職員全体で共有し組織的な対応をしていく。

(4) 保護者・地域との連携及びネットワークづくり

□ 「大利小学校いじめ防止基本方針」の周知・徹底

- ・学校だよりで、「大利小学校いじめ防止基本方針」があることを保護者や児童に知らせ、本校のいじめの未然防止や対応に関する構えを説明する。

□ 大利っ子育成ふるさと協議会（学校運営協議会）を核とした子どもの見守り

- ・家庭や地域での児童の実態について情報交換及び実態に基づいた対応策について協議を行い、学校・家庭・地域が連携していじめの未然防止や対応に努める。
- ・警察や児童相談所等の専門機関と連携する。

□ 参観日、学校便り、学校行事等の機会を捉え、「いじめや人権に関する」啓発・広報を推進する。

□ P T A本部と連携・協力しながら、学校行事等等への保護者の協力体制の整備

- ・P T A委員会活動 サポーター制度による全員参加の体制
- ・P T Aサポーターによる校内巡視

(5) 新型コロナウイルス対応（新しい生活様式に基づく児童への配慮について）

□ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動を取ることができるようにする。

- ・病気が不安を呼び、不安が差別を呼び、差別が更なる病気の拡散につながることにについて職員で研修を行い、児童の指導にあたる。
- ・医療従事者として就業してある保護者の児童に関して、配慮をしながら、いじめや偏見につながらないようにする。
- ・道徳科や学級活動の時間を活用して新型コロナウイルスに対する偏見防止についての授業を行う。（3つの感染症：病気、不安、差別について）

(6) 大野城市教育委員会及び専門機関との連携体制

□ スクールカウンセラーとの連携

- ・福岡教育事務所及び大野城市教育委員会（教育サポートセンター）の相談事業を積極的に活し、校内支援体制の整備に努める。
- ・大野城市子ども健康課との連携を推進する。

□ スクールソーシャルワーカーとの連携

- ・大野城市スクールソーシャルワーカーと週1回連絡会を持ち児童の情報を共有する

□ 警察との連携

- ・ いじめの内容を把握し、必要に応じて警察への相談・報告等の連携体制を整備する。
- ・ 月に1度、春日警察署の少年課スクールサポータとの連携を行う。

4 いじめの早期発見及び対応

(1) 早期発見のための情報収集

□ 情報収集の観点

- ・ いじめを早期発見するためには、学級担任、学年、その他教職員により日常的に意識的に注意深く観察し、情報の収集に当たることが大切である。

そのための日常観察の観点を次のようにする。

- 交友関係の変化 体調の変化や表情の変化 服装の乱れや言葉遣いの変化
- 欠席状況 遅刻、早退の状況 持ち物の紛失 持ち物の変化
- 金銭の使い方の変化 保健室の来室状況の変化 保護者からの情報 等

□ 情報収集の方法

- ・ 日常の観察 【上記観点を活用したチェックリスト】
- ・ アンケート調査 (月1回)
- ・ 教育相談など

(2) いじめへの早期対応

□ 予防的介入

いじめのサインに気づいたら速やかに指導・支援などの介入を行う

- ・ 情報の共有により、他の職員の協力を得る。
- ・ 秘密厳守を伝え、本人との教育相談を行うと共に精神的な支援を心がける。
- ※ 本人の希望により、担任以外の職員等が話を聞くなどの対応をとる。
- ・ いじめ防止対策委員会への報告を行い、事実確認や対策を検討する。
- ・ 状況や実態など必要に応じて全体指導を行う。

□ 聞き取り

- ・ 秘密厳守を前提に、本人に安心感を与える。
- ・ 本人をしっかりと守ることを伝え、不安や悩みを安心して相談できる関係を作る
- ・ 基本的には、本人(保護者)の了解を得てから事実関係の究明にのりだす。
- ・ 担任、学校に何をしてもらいたいかな聞きながら、共に考える姿勢で臨む。
- ・ 保護者からの相談、訴えは、担任だけでなく学年主任、生徒指導担当者など複数の職員で対応する。(必要に応じて管理職も同席する)

□ 教師がいじめを発見した場合

- ・ すぐにいじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。

- ・必要に応じて他の職員の応援を求め、その場の状況を具体的に聞き取る
(具体的な言葉、行動など)
- ・その日のうちに関係児童の教育相談を行い、事実確認を再度行う。

【聞き取りの留意点】

- できるだけ時系列で聞き取り記録する
- 本人が認めた内容については、確認し指導をする。
- 複数の指導の内容を比較しながら事実関係を確認する。
- 保護者には、確認及び指導した内容を知らせる。未確認や推測した内容は、継続して観察及び指導を行う。

□いじめていた児童（加害児）及び保護者への対応

- ・保護者を学校に招集し、いじめの状況・概要について説明し、理解を求めると共に今後の家庭での対応について協力・改善をお願いする。
- ・加害児童に対しては、「いじめ」は絶対に許されない行為であることを繰り返し指導し、自らの行為を反省し、自ら謝罪したいという気持ちをもてるまで個別の指導・支援を継続する。
- ・加害児童の持つ悩みや課題等、問題行動の背景を把握し、解決の支援に努める。
※場合によっては、カウンセラー等の専門家の助言を受ける

□いじめられていた児童（被害児）及び保護者への対応

- ・被害児童の保護者には、家庭訪問をしいじめの概要や指導の内容を説明すると共に指導につらい思いをさせたことに対して謝罪をする。
- ・今後、二度といじめが起きないように指導の徹底を図ることを伝える。
- ・今後の学校での対応や指導の方針などを説明すると共に家庭での児童の観察やケアの協力をお願いする。
- ・被害児童に対しては、心のケアに努めると共に安心して学校生活が送れるように学校全体で守ることを伝える。

(3) ネットいじめへの対応

□情報収集

- ・ネットいじめを発見したら（情報の通報をうけたら）、校内いじめ防止対策委員会で情報を共有すると共に市教育委員会と連携しながら当該の「いじめに係る内容」の削除等の対策を行う。

□関係機関との連携

- ・児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。

□研修会の実施

- ・ラインなど「SNS」に関しては、「児童の規範意識育成事業」等を活用し、児童、保護者に正しい知識や態度を育てるような研修・学習の機会を設ける。
- ・保護者等に情報提供をすることで啓発に努める。

◇いじめを発見した場合の対応の手順◇

いじめの発見→ 学年主任と管理職へ報告→ 管理職から対応の指示を受ける
→ 該当学年及び生徒指導委員会で協議及び指導→ 関係機関への報告・相談

※ 危機管理マニュアルおよび学校の危機対応資料（H 3 1 年 3 月福岡教育事務所配付）も併せて参照すること。

5 評価及び検証

- 学校の自己評価と同時に「いじめ防止」に関する対策の効果等の評価を年間3回行う。
- 大利っ子育成ふるさと協議会（学校運営協議会）で、学校の教育活動及び校内いじめ防止対策委員会の取組、対応等に関する評価を行う。
- 校内いじめ防止対策委員会の中で活動のまとめを行い、課題と改善策を明らかにする。
- いじめの解消については、3ヶ月間は様子を見た上で、判断する。

6 年間計画

月	組織的活動	教育相談・評価等	その他
4	校内いじめ防止対策委員会（毎月） 大利っ子育成ふるさと協議会 ①	生活アンケート教育相談 いじめに特化したアンケート	保護者アンケートの実施 （参観日毎に）
5	校内いじめ防止対策委員会（毎月） カウンセリングの実施 校内いじめ防止対策委員会（毎月）	いじめに特化したアンケート	
6	大利っ子育成ふるさと協議会 ② カウンセリングの実施 校内いじめ防止対策委員会（毎月）	生活アンケート教育相談	いじめに関する保護者調査 [年間2回]
7	いじめ防止サミット（大利中ブロック） カウンセリングの実施 いじめ防止に関する校内研修会	自己評価	
8	校内いじめ防止対策委員会（毎月）	生活アンケート教育相談	スクールカウンセラーによる教育相談 （カウンセリング）
9	カウンセリングの実施 校内いじめ防止対策委員会（毎月）	いじめに特化したアンケート	
10	カウンセリングの実施 校内いじめ防止対策委員会（毎月） 大利っ子育成ふるさと協議会 ③	いじめに特化したアンケート	

11	校内いじめ防止対策委員会（毎月）	生活アンケート教育相談	
12	カウンセリングの実施	自己評価	
	校内いじめ防止対策委員会（毎月）	いじめに特化したアンケート	
	カウンセリングの実施		
1	校内いじめ防止対策委員会（毎月）	生活アンケート教育相談	
	大利っ子育成ふるさと協議会 ④		
2	カウンセリングの実施	自己評価	
	校内いじめ防止対策委員会（毎月）	活動の反省	
3	校内いじめ防止対策委員会（毎月）		

6 重大事態への対応

学校が「いじめ防止対策推進法28条」により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下の通り対応する。

- 市教育委員会に報告すると共に、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な支援を求める。
- 当該事案（いじめ等）の調査や対処については、県及び市教育委員会と連携し、弁護士、医師など外部専門家の協力・助言を仰ぎながら、校内いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で、適切かつ迅速に対応することを原則とする。
- いじめを受けた児童（被害児）及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め適時、適切な方法で説明に努める。その際には、原則として管理職が同席するものとする。
- 当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時、適切にすべての保護者に説明すると共に解決に向けた協力を依頼する。
- 校内いじめ防止対策委員会で、再発防止策をまとめ、学校組織をあげて確実に実行する。
- マスコミ等の取材に対しては、市教育委員会と連携のうえ、管理職を窓口として一本化する。

[関係相談機関]

①福岡県教育センター領域教育班・教育相談	092-947-0079
②福岡県教育委員会福岡教育事務所	092-643-0111
③福岡県児童相談所	092-586-0023
④大野城市教育委員会 教育支援課 (市教育サポートセンター)	092-580-1905
⑤大野城市子ども健康課	092-580-1964
⑥春日警察署少年課	092-580-0110
⑦春日警察署スクールサポーター	092-580-0110

※春日警察署 住所 春日市原町3丁目1-21 〒816-8511